

米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)及び関連する日米当局声明により、お客様が税務上の米国人(米国民(米国籍保有者)または米国居住者)に該当するか否かを確認し、該当する場合にはお客様の情報を米国内国歳入庁へ報告することが金融庁及び国税庁より要請されております。